

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」に 対する意見募集について

国税庁では、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

これについて御意見(日本語に限ります。)がありましたら、平成24年3月28日(水)(必着)までに、郵便等、FAX又はインターネットにより下記までお寄せください。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

また、御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見の送付先】

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 課税部酒税課 監理係

- FAXによる場合

FAX番号：03-3581-4182

- インターネットによる場合

電子政府の総合窓口 (e-Gov)

【お問い合わせ先】

- 国税庁 課税部酒税課 監理係

TEL：03-3581-4161 (内線3423)

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案） （酒類卸売業免許の要件緩和等について）

1. 現行制度の概要

酒税法（以下「法」といいます。）では、円滑な転嫁により、酒税の保全を図ることを目的として、酒類の販売業に免許制度を採用しています。

そのため、酒類の販売業をしようとする場合には、法第9条第1項に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から酒類の販売業免許を受けなければなりません。酒類販売業免許を受けるためには、申請者等が法第10条の各号に定める免許の要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件及び需給調整要件）を満たす必要がありますが、具体的な内容については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達で規定しています。

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達では、酒類販売業免許を付与等する場合において、法第11条第1項に基づき、酒類販売業免許を酒類小売業免許と酒類卸売業免許に区分し、更に酒類卸売業免許については、卸売できる酒類の範囲や方法について条件を付さない全酒類卸売業免許のほか、卸売できる酒類の範囲や方法について条件を付したビール卸売業免許、洋酒卸売業免許、輸出入酒類卸売業免許などに区分して免許することとしています。

2. 改正の経緯

酒類卸売業免許については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、以下の内容について、平成23年度中に検討し結論を得ることとされました。

- ① 酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うこと
 - ② 酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和（免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じること
 - ③ 申請手続きに関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ること
- この閣議決定に従って、酒類事業者等の意見・要望や現在の取引状況等を踏まえ、酒類卸売業免許の要件等を見直すこととしました。

3. 見直し案

(1) 経営基礎要件における基準数量について

経営基礎要件における基準数量については、以下のとおりとします。

- | | | |
|--------------|---|-------|
| イ 全酒類卸売業免許： | → | 100k1 |
| ロ ビール卸売業免許： | → | 50k1 |
| ハ 洋酒卸売業免許： | → | 廃止 |
| ニ 輸出入卸売業免許： | → | 廃止 |
| ホ 酒類販売媒介業免許： | → | 100k1 |

(2) 需給調整要件について

イ 新たな免許区分の設定

以下の免許区分を新たに設定します。

(イ) 店頭販売酒類卸売業免許

自己の会員である酒類販売業者（住所及び氏名又は名称並びに酒類販売業者であることを免許通知書等により確認した上で、会員として登録し管理している酒類販売業者に限る。）に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法による卸売に限る免許区分を設定します。

(ロ) 協同組合員間酒類卸売業免許

自己が加入する事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づくものに限る。）の組合員に対して酒類を卸売することに限る免許区分を設定します。

(ハ) 自己商標酒類卸売業免許

自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売に限る免許区分を設定します。

ロ 全酒類卸売業免許等における免許可能件数の計算方式の見直し

(イ) 全酒類卸売業免許について

現行の計算方法について、計算式は維持した上で、修正を行います。

① 卸売販売地域の拡大

卸売販売地域は現行では税務署管轄区域を原則としていますが、これを都道府県単位へ拡大します。

② 免許可能件数の計算方法の修正

免許可能件数の計算は、以下の数量等により計算することにします。

- ・ 卸売基準数量： 3,400k1
- ・ 大規模販売場の判定基準：卸売販売数量が 20,000k1 以上の販売場
- ・ みなし休業場の判定基準：卸売販売数量が 100 k1 未満の販売場

③ 激変緩和措置の導入

①及び②により、免許可能件数が急激に増加することとなる都道府県については、激変緩和措置として、免許可能件数に上限を設けます。

④ 最低免許可能件数の設定

免許可能件数が発生しない都道府県については、当分の間、1 枠の免許可能件数を設けます。

(ロ) ビール卸売業免許について

ビール卸売業免許の需給調整要件についても、全酒類卸売業免許の計算方式の修正等と同様の見直しを行います。

(3) 透明性の確保及び申請の簡素化

イ 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の「都道府県別の免許可能件数」を国税庁のホームページに掲載します。

ロ 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、一か月間の申請期間（9月1日から同月末日まで）を設定し、審査順位は公開抽選により決定します。（本年9月1日以降に

おける全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請手続は、改正後の取扱いによることとなります。)

ハ 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請時においては、申請書等のうち一部の書類の提出のみを求めることとし、残りの書類については、審査時に提出を求めることとします。

(4) その他所要の整備

酒類卸売業免許について、その他所要の整備を行うほか、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）が平成 23 年 8 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の整備を行います。

【参考】 新旧対照表は別紙のとおり

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後(案)	改正前												
別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達												
第1編 総則	第1編 総則												
用語の意義	用語の意義												
この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。	この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。												
なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。	なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合特区法</td> <td>総合特別区域法(平成23年法律第81号)をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合特区規則</td> <td>財務省関係総合特別区域法施行規則(平成23年財務省令第55号)をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	総合特区法	総合特別区域法(平成23年法律第81号)をいう。	総合特区規則	財務省関係総合特別区域法施行規則(平成23年財務省令第55号)をいう。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	(新設)		(新設)	
用語	意義												
総合特区法	総合特別区域法(平成23年法律第81号)をいう。												
総合特区規則	財務省関係総合特別区域法施行規則(平成23年財務省令第55号)をいう。												
用語	意義												
(新設)													
(新設)													
第2編 酒税法関係	第2編 酒税法関係												
第9条 酒類の販売業免許	第9条 酒類の販売業免許												
第1項関係	第1項関係												
1～7 (省略)	1～7 (同左)												
8 酒類の販売業免許の区分及びその意義	8 酒類の販売業免許の区分及びその意義												
(省略)	(同左)												
(1) 酒類販売業免許	(1) 酒類販売業免許												
(省略)	(同左)												
イ (省略)	イ (同左)												
ロ 酒類卸売業免許	ロ 酒類卸売業免許												
(省略)	(同左)												
(注) 1 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許等の条件》に基づき、酒類の販売は卸売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。	(注) 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許等の条件》に基づき、酒類の販売は卸売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。												
2 卸売については、令第52条《記帳義務》第2項の規定に基づき、取引の都度記帳する必要があり、第46条《記帳義務》4に規定する一括記帳の適用はないのであるから留意する。	(新設)												
(イ)～(ニ) (省略)	(イ)～(ニ) (同左)												

改正後（案）	改正前
<p>(ホ) <u>店頭販売酒類卸売業免許</u> <u>店頭販売酒類卸売業免許とは、自己の会員である酒類販売業者（住所及び氏名又は名称並びに酒類販売業者であることを免許通知書等により確認した上で、会員として登録し管理しているものに限る。）に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法により卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(ハ) <u>協同組合員間酒類卸売業免許</u> <u>協同組合員間酒類卸売業免許とは、自己が加入する事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合をいう。）の組合員である酒類小売業者に酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(ト) <u>自己商標酒類卸売業免許</u> <u>自己商標酒類卸売業免許とは、自らが開発した商標又は銘柄の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(フ) (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(ホ) (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>9 酒類の販売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等の受理</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ 申請書等は、申請等販売場の所轄税務署（移転前の販売場の所轄税務署を含む。）の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。</p> <p>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) 申請書等の審査順位の決定</p> <p>申請書等については、<u>10<全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等></u>に定めるところにより公開抽選を実施するものを除き、<u>受理した日付の順に審査を行う。</u></p> <p>ただし、同一日に<u>酒類小売業免許又は酒類卸売業免許に係る申請書等を2以上受理した場合で適正かつ公平な審査を確保するために必要と認められる場合には、国税局長又は税務署長は、10<全酒類卸売業免</u></p>	<p>9 酒類の販売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等の受理</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ 申請書等は、<u>(4)に定める場合を除き、申請等販売場の所轄税務署（移転前の販売場の所轄税務署を含む。 (4)において同じ。）</u>の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。</p> <p>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) 申請書等の審査順位の決定</p> <p>申請書等については、受理した日付の順に審査を行う。</p> <p>ただし、同一日に、<u>販売業免許の区分が同一である申請書等を税務署管轄区域（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、卸売販売地域）内で2以上受理した場合で適正・公平な審査を確保するために</u></p>

改正後（案）	改正前
<p><u>許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</u>の定めるところに準じて公開抽選を行って審査順位を決定することができる。</p> <p>(3) (省略) (削除)</p>	<p>必要と認められる場合には、国税局長又は税務署長は、<u>(4)に定める公開抽選</u>を行って審査順位を決定することができる。</p> <p><u>なお、当該公開抽選により決定した審査順位については、申請者等に文書で通知する。</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p><u>(4) 公開抽選の方法</u></p> <p><u>公開抽選は、原則として、次に定める手続により実施する。</u></p> <p><u>この場合において、国税局長又は税務署長は、必要に応じ、修正を加えることができる。</u></p> <p><u>イ 抽選実施日</u></p> <p><u>抽選は、申請書等の提出のあった日の翌日から起算して1か月以内に実施する。</u></p> <p><u>ロ 抽選場所</u></p> <p><u>抽選場所は、原則として税務署内とするが、申請件数等に応じ、公共の施設等とすることができる。</u></p> <p><u>ハ 申請者等に対する通知</u></p> <p><u>抽選実施日及び抽選場所等については、申請者等に、公開抽選の1週間前までに文書で通知する。</u></p> <p><u>ニ 抽選の方法</u></p> <p><u>抽選は、以下の方法により実施する。</u></p> <p><u>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から申請者等又はその代理人（1名に限る。）及び税務署職員以外の第三者で税務署長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</u></p> <p><u>(ロ) 抽選機には、1から申請件数までの通し番号が刻印等されている玉を入れる。</u></p> <p><u>(ハ) 税務署職員は、抽選機を当該申請件数の回数に達するまで操作し、抽出した玉の番号により、審査順位を決定する。</u></p> <p><u>ホ 公開抽選日前における確認</u></p> <p><u>公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請書等について、虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められる場合に該当するかどうかを確認し、当該事由に該当する場合には、公開抽選の対象としない。</u></p>
<p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p><u>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等（14に定める法人成り等に伴い提出された申請書、15に定める営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後(案)	改正前
<p>下 10 において同じ。)の審査順位の決定及び審査等は、次による。</p> <p>(1) <u>申請要領等の公告</u></p> <p>税務署長は、<u>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の卸売販売地域(第 10 条第 11 号関係の 5 <全酒類卸売業免許の需給調整要件>の(1)及び 6 <ビール卸売業免許の需給調整要件>の(1)に定める地域単位をいう。以下同じ。)の範囲、免許可能件数(第 10 条第 11 号関係の 5 <全酒類卸売業免許の需給調整要件>の(2)及び 6 <ビール卸売業免許の需給調整要件>の(2)の定めにより確定したものをいう。以下同じ。)、申請等手続その他申請等に必要事項を記載した申請要領を 9 月 1 日(土曜日又は日曜日の場合には、その次の月曜日)に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</u></p> <p><u>(注) 国税庁のホームページに全国の卸売販売地域ごとの免許可能件数及び申請等手続を掲載する。</u></p> <p>(2) <u>公開抽選の対象となる申請書等の提出期間</u></p> <p><u>申請書等は、免許年度(9 月 1 日から翌年の 8 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)内の何時においても提出することができる。</u></p> <p><u>ただし、公開抽選の対象となる申請書等の提出期間は、9 月 1 日(土曜日又は日曜日の場合、その次の月曜日)から同月 30 日(土曜日又は日曜日の場合、その次の月曜日)までの期間(以下「抽選対象申請期間」という。)とする。</u></p> <p>(3) <u>抽選対象申請期間に受理する申請書等の取扱い</u></p> <p><u>抽選対象申請期間に受理する申請書等は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類(令第 14 条第 2 項に規定する書面、規則第 7 条の 3 第 1 項第 2 号から第 6 号に定める事項を記載した書類及び同条第 2 項に定める書類(同項第 1 号の書類は、申請者の履歴書及び役員の履歴書に限る。)以外の書類をいう。)に不足がないかどうかを確認の上、受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、合理的な期限を定めて申請者等に対して文書で補正が必要である旨を通知し、当該期限までに補正された場合に限り、公開抽選の対象となる申請書等(「抽選対象申請書等」という。以下 10 において同じ。)として取り扱う。</u></p> <p><u>当該文書により通知した日から 1 月以上経過しても補正等がない場合には、行政手続法(平成 5 年法律第</u></p>	

改正後（案）	改正前
<p>88号) 第7条に基づき拒否処分を行う。</p> <p><u>(注) 合理的な期限とは、抽選対象申請期間終了の日又は申請書等を受理した日から起算して1週間を経過した日のいずれか遅い日とする。</u></p> <p><u>(4) 申請書等の受理時の確認</u> 申請書等に係る受理時の確認については、形式的な確認に留まるものであり、法第10条《免許の要件》に規定する要件の審査については、(5)の公開抽選日前における確認を除き、(6)の公開抽選の実施後において行う。</p> <p><u>(5) 公開抽選日前における確認</u> 抽選対象申請期間に受理した申請書等について、次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者等が不正に抽選に参加することが明らかと認められるときは、公開抽選の対象とせず、法第10条第10号に規定する経営の基礎が薄弱であるとして拒否処分を行う。</p> <p><u>イ 申請書等に虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められる場合</u></p> <p><u>ロ 同一場所（同一建物及びこれに付属する施設等又は隣接する施設等で事実上同一敷地内と認められる場所を含む。以下10において同じ。）に実質的に同一の申請者等から複数の申請書等がある場合</u></p> <p><u>(6) 公開抽選の実施</u> 抽選対象申請書等については、原則として、次に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</p> <p><u>ただし、抽選対象申請書等の件数が卸売販売地域において免許可能件数の範囲内である場合には、公開抽選は行わないことができる。この場合、抽選対象申請期間内に複数の申請等があったときにはすべての審査順位を同順位とし、抽選対象申請期間終了後速やかに、公開抽選を行わない旨及び審査を開始する旨を申請者等に文書で通知する。</u></p> <p><u>イ 公開抽選実施日</u> 公開抽選は、10月中のできる限り早い日に実施する。</p> <p><u>ロ 公開抽選場所</u> 公開抽選場所は、原則として国税局内とし、国税局管内の卸売販売地域を一括で抽選する。ただし、申請者等の利便性の観点から、卸売販売地域ごとに抽選を実施する場合には、国税局長が指定する税務署内その他公共の場所等とすることができる。</p> <p><u>ハ 公開抽選実施日等の通知</u></p>	

改正後（案）	改正前
<p><u>公開抽選実施日、公開抽選場所及び実施方法等については、あらかじめ申請者等に文書で通知する。</u></p> <p>三 <u>公開抽選の方法</u></p> <p><u>公開抽選は、原則として、以下の方法により実施する。ただし、国税局長又は税務署長は、必要に応じ、修正を加えることができる。</u></p> <p><u>(イ) 公開抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から国税局職員又は税務署職員以外の第三者で国税局長又は税務署長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</u></p> <p><u>(ロ) 申請者等又はその代理人（1名に限る。）は、公開抽選に出席することができる。</u></p> <p><u>(ハ) 抽選機には、1から抽選対象申請書等の件数が最も多かった卸売販売地域における最大受理番号までの通し番号が刻印等されている玉を入れる。</u></p> <p><u>(ニ) 国税局職員若しくは税務署職員又は国税局職員若しくは税務署職員以外の第三者で国税局長若しくは税務署長が選任した抽選人は、抽選機を当該申請件数の回数に達するまで操作し、抽出した玉の番号により、卸売販売地域ごとに審査順位を決定する。</u></p> <p><u>(7) 審査順位の通知</u></p> <p><u>公開抽選実施後速やかに、公開抽選により決定した審査順位を申請者等に文書で通知する。</u></p> <p><u>(8) 審査開始の通知</u></p> <p><u>公開抽選により決定した審査順位に従って、順次、審査を開始する旨を申請者等に文書で通知する。</u></p> <p><u>(9) 抽選対象申請書等の審査及び免許付与等の決定</u></p> <p><u>イ 抽選対象申請書等については、審査順位に従って審査を行い、当該卸売販売地域における当該免許年度の免許可能件数の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</u></p> <p><u>なお、公開抽選の公平を担保する観点から、申請者等が不正に公開抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請等に対し法第10条第10号に規定する経営の基礎が薄弱であるとして拒否処分を行う。</u></p> <p><u>不正に公開抽選に参加したと認められる場合とは、次の場合をいう。</u></p> <p><u>(イ) 申請書等に虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められる場合</u></p> <p><u>(ロ) 同一場所に実質的に同一の申請者等から複数の申請書等がある場合</u></p> <p><u>ロ 審査時において、補正等を文書により求めた場合</u></p>	

改正後（案）	改正前
<p>で、当該文書を発送した日から1月以上経過しても<u>補正等がない場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に基づき拒否処分を行う。</u></p> <p>ハ <u>審査の結果、付与等の件数が免許可能件数に達した場合は、残余の申請書等について法第10条第11号に規定する酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるとして拒否処分を行う。</u></p> <p><u>10 免許年度の開始日前一定期間における申請書等の取扱い</u></p> <p>イ <u>6月30日（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）までの期間に受理した申請書等については、当該免許年度の免許可能枠数の範囲内で、その年の8月31日（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）までに処理する。</u></p> <p>ロ <u>7月1日（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）からその年の8月31日（土曜日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日）までの期間に受理した申請書等については、その年の9月1日（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日）に受理したものと取り扱う。</u></p> <p><u>11 （省略）</u></p> <p><u>12 酒類卸売業免許の取扱い</u> 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 全酒類卸売業者の分離分割に対する全酒類卸売業免許の取扱い (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 分離母体である既存の全酒類卸売業者の残存販売場ごとの年平均販売見込数量及び分離主体である申請者の分離販売場ごとの年平均販売見込数量又は分割主体である申請者の分割販売場ごとの年平均販売見込数量が<u>100k1</u>以上であるとき。ただし、残存販売場、分離販売場又は分割販売場が2場以上ある場合には、その1場当たりの平均の年平均販売見込数量が上記の基準数量以上であるときを含む。</p> <p>なお、既存の全酒類卸売業者で内部的に紛争等があり、分離又は分割することによって経営の合理化が図られると認められるときには、年平均販売見込数量を3分の2に引き下げ免許の可否を判定しても差し支えない。</p>	<p><u>10 （同左）</u></p> <p><u>11 酒類卸売業免許の取扱い</u> 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 全酒類卸売業者の分離分割に対する全酒類卸売業免許の取扱い (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 分離母体である既存の全酒類卸売業者の残存販売場ごとの年平均販売見込数量及び分離主体である申請者の分離販売場ごとの年平均販売見込数量又は分割主体である申請者の分割販売場ごとの年平均販売見込数量が、<u>大都市（人口30万人以上の市、東京都及び芦屋市をいう。以下同じ。）に所在する販売場については720k1以上、大都市以外の地域に所在する販売場については270k1以上</u>であるとき。ただし、残存販売場、分離販売場又は分割販売場が2場以上ある場合には、その1場当たりの平均の年平均販売見込数量が上記の基準数量以上であるときを含む。</p> <p>なお、既存の全酒類卸売業者で内部的に紛争等があり、分離又は分割することによって経営の合理化が図られると認められるときには、年平均販売見込数量を3分の2に引き下げ免許の可否を判</p>

改正後 (案)	改正前
<p>ハ～ニ (省略) (2)～(3) (省略)</p>	<p>定しても差し支えない。 ハ～ニ (同左) (2)～(3) (同左)</p>
<p>13 (省略)</p>	<p>12 (同左)</p>
<p>14 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い (省略)</p>	<p>13 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い (同左)</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 法人成り等の取扱いの要件 イ～ハ (省略)</p>	<p>(2) 法人成り等の取扱いの要件 イ～ハ (同左)</p>
<p>ニ 既存販売場が休業場（1年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場及び全酒類卸売業免許に係る販売場又はビール卸売業免許に係る販売場が、(イ)及び(ロ)に該当するものをいう。以下同じ。）でない。 <u>(イ) 全酒類卸売業免許に係る販売場又はビール卸売業免許に係る販売場で1年以上前に免許を受けたもののうち、それぞれの免許に係る直近1年間の販売実績数量が100kℓ未満又は50kℓ未満であるもの</u> <u>(ロ) 全酒類卸売業免許に係る販売場又はビール卸売業免許に係る販売場で年の途中で新たに免許を受けたもののうち、それぞれの免許に係る販売実績数量を基礎として推計した1年間の販売数量が100kℓ未満又は50kℓ未満であるもの</u></p>	<p>ニ 既存販売場が休業場（1年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場をいう。ただし、<u>全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許にあつては、直近1年間の販売実績数量がその販売地域内におけるそれぞれの免許に係る販売場1場当たりの平均販売数量の10%に相当する数量未満である販売場も「休業場」として取り扱う。なお、年の途中で新たに免許を受けた者等については、販売実績数量を基礎として1年間の販売数量を推計の上、「休業場」に該当するか判定する。別段の定めがある場合を除き、以下同じ。）</u>でない。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>15 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い (省略)</p>	<p>14 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い (同左)</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(注) 1～5 (省略)</p>	<p>(注) 1～5 (同左)</p>
<p><u>6 全酒類卸売業免許に係る販売場又はビール卸売業免許に係る販売場で1年以上前に免許を受けたもののうち、それぞれの免許に係る直近1年間の販売実績数量が100kℓ未満又は50kℓ未満であるもの（全酒類卸売業免許に係る販売場又はビール卸売業免許に係る販売場で年の途中で新たに免許を受けたもののうち、それぞれの免許に係る販売実績数量を基礎として推計した1年間の販売数量が100kℓ未満又は50kℓ未満であるものを含む。）は、この取扱いを受けることはできないのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>16～19 (省略)</p>	<p>15～18 (同左)</p>
<p>20 酒類の販売業免許の取扱官庁</p>	<p>19 酒類の販売業免許の取扱官庁</p>
<p>(1) 国税庁長官に上申を有するもの 次に掲げるものについては、国税庁長官に上申の上、</p>	<p>(1) 国税庁長官に上申を有するもの (新設)</p>

改正後（案）	改正前
<p>その指示により処理する。</p> <p>イ～ロ （省略）</p> <p>(2)～(3) （省略）</p> <p>21 酒類の販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） （省略）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日（以下(4)において「起算日」という。）は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。</p> <p>なお、上申された場合における上級官庁の起算日は、当該上申された日の翌日とする。</p> <p>ただし、9<酒類の販売業免許の申請書等の取扱い>又は10<全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等>に定める公開抽選を実施した申請書等の起算日は、審査順位に従い、当該申請書等ごとに通知する審査の開始日とし、10<全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等>に定める公開抽選を行わない場合の申請書等の起算日は、10月1日（土曜日又は日曜日である場合には、その次の月曜日）とする。</p> <p>（注） （省略）</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>イ～ロ （同左）</p> <p>(2)～(3) （同左）</p> <p>20 酒類の販売業免許の事務処理期間（標準処理期間） （同左）</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日（以下(4)において「起算日」という。）は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。</p> <p>なお、上申された場合における上級官庁の起算日は、当該上申された日の翌日とする。</p> <p>ただし、9<酒類の販売業免許の申請書等の取扱い>に定める抽選を実施した申請書等（第9条第1項関係の13に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び税務署管轄区域（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、卸売販売地域）内での販売場の移転の許可申請書を除く。）の起算日は、審査順位に従い、当該申請書等ごとに通知する審査の開始日とする。</p> <p>（注） （同左）</p> <p>(5) （同左）</p>
<p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第10号関係</p> <p>1～5 （省略）</p> <p>6 全酒類卸売業免許についての取扱い</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等 申請者等は、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。</p>	<p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第10号関係</p> <p>1～5 （同左）</p> <p>6 全酒類卸売業免許についての取扱い</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等 申請等販売場の所在地が、大都市又は大都市以外の地域のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請等販売場が大都市以外の地域に所在する場合で、その所在する地域が大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に大都市が相当広範囲に包含されているため、申請等販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは、他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請等販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量と大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって申請等販売場の所在地の基準数量としても</p>

改正後（案）	改正前
<p>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量） 申請等販売場における年平均販売見込数量は <u>100k1</u> 以上である。</p> <p>ロ～ハ （省略）</p> <p>7 ビール卸売業免許についての取扱い</p> <p>申請者等について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</p> <p>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量） 申請等販売場における年平均販売見込数量は <u>50k1</u> 以上である。</p> <p>8 洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等</p> <p>申請者等は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法</p>	<p>差し支えない。</p> <p>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量） 申請等販売場における年平均販売見込数量は、<u>次の基準数量以上</u>である。 <u>申請等販売場が大都市に所在する場合 720k1</u> <u>申請等販売場が大都市以外の地域に所在する場合 270k1</u> <u>ただし、申請等販売場が沖縄県に所在する場合 100k1</u></p> <p>ロ～ハ （同左）</p> <p>7 ビール卸売業免許についての取扱い</p> <p>申請者等について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</p> <p><u>販売能力及び所要資金等</u> <u>申請等販売場の所在地が、大都市、大都市を除く人口 10 万人以上の市制施行地（以下「中都市」という。）又は大都市及び中都市以外の地域（以下「その他の地域」という。）のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請等販売場がその他の地域又は中都市に所在する場合で、その所在する地域が中都市又は大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に中都市又は大都市が相当広範囲に包含されているため、申請等販売場がその他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請等販売場が、その他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量と中都市又は大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって申請等販売場の所在地の基準数量としても差し支えない。</u></p> <p>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量） 申請等販売場における年平均販売見込数量は、<u>次の基準数量以上</u>である。 <u>申請等販売場が大都市に所在する場合 360k1</u> <u>申請等販売場が中都市に所在する場合 240k1</u> <u>申請等販売場がその他の地域に所在する場合 120k1</u></p> <p>8 洋酒卸売業免許についての取扱い</p> <p><u>申請者等について、次に定めるところを除き、3の(1)《一般酒類小売業免許についての経歴及び経営能力等》、6の(2)のロ《全酒類卸売業免許についての所要資金等》及びハ《全酒類卸売業免許についての設備》の取</u></p>

改正後(案)	改正前
<p>人である。</p> <p>(注) <u>申請者等(申請者等が法人の場合はその役員)及び申請等販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の販売業を営営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p>1 <u>酒類の製造業若しくは販売業(薬用酒だけの販売業を除く。)の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者</u></p> <p>2 <u>酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類の製造業若しくは販売業の経営者として直接業務に従事した者等で酒類に関する事業及び酒類業界の实情に十分精通していると認められる者</u></p> <p>(2) <u>販売能力及び所要資金等</u> <u>申請者等は、申請等販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所要資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。</u></p> <p>9 <u>輸出入酒類卸売業免許についての取扱い</u></p> <p>(1) <u>申請者等が、外国人である場合は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民票を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>契約等により酒類を輸出又は輸入することが確実と認められる。</u></p> <p>ハ <u>輸出酒類卸売業又は輸入酒類卸売業を営営するに十分と認められる所要資金等を有している。</u></p>	<p><u>扱いを準用する。</u></p> <p><u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>申請等販売場の所在地が大都市と大都市以外の地域とのいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。なお、6の(2)のただし書きは、この定めにおいても準用する。</u></p> <p><u>年平均販売見込数量(洋酒卸売基準数量)</u></p> <p><u>申請等販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請等販売場が大都市に所在する場合 36k1</u></p> <p><u>申請等販売場が大都市以外の地域に所在する場合 24k1</u></p> <p>9 <u>輸出入酒類卸売業免許についての取扱い</u></p> <p>(1) <u>申請者等が、外国人である場合は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する外国人登録証明書を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>輸出酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p><u>(イ) 契約等により酒類を輸出することが確実と認められる。</u></p> <p><u>(ロ) 輸出酒類卸売業を営営するに十分と認められる所要資金等を有している。</u></p> <p>ハ <u>輸入酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p><u>(イ) 年平均販売見込数量がおおむね 6k1 以上であり、かつ、当該酒類販売業を営営するに十分と認</u></p>

改正後(案)	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>10 酒類販売媒介業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等 (省略)</p> <p>(注) 「経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者」とは、<u>予定している媒介業を確実に</u> <u>行うと認められる者</u>で、酒類に関する知識及び記帳能力等が十分で独立して営業ができるものと認められる者をいう。</p> <p><u>なお、次の経歴を有する者は、予定している媒介業を確実に</u> <u>行うと認められる者として取り扱う。</u></p> <p>1～4 (省略)</p> <p>(2) 取扱能力等 申請者は、取扱能力及び設備を有している者である。</p> <p>イ 取扱能力 <u>「取扱能力を有している者」とは、予定している媒介業を継続して</u> <u>行う見込みがある者をいう。</u></p> <p><u>なお、申請者の年平均取扱見込数量が確実に</u> <u>100k1 (媒介業の基準数量) 以上である者は、予定している媒介業を継続して</u> <u>行う見込みがある者として取り扱う。</u></p> <p>ロ 設備 <u>「設備を有している者」とは、予定している媒介業を継続して営むに</u> <u>足る事務所及び電話その他の設備を有し、又は有することが</u> <u>確実に認められる者をいう。</u></p>	<p><u>められる所要資金等を有している。ただし、次の場合については、年平均販売見込数量がおおむね6k1に達しない場合であっても、申請内容及び酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、免許することが適当であると認められる場合は免許を付与しても差し支えない。</u></p> <p><u>A 輸入酒類卸売業免許を受けている者が、支店、出張所等を設け、その場所では直接輸入は行わず、自己(同一の資本系列にある会社等自己と密接な関係にある特定の者を含む。以下同じ。)の他の販売場で輸入した酒類のみを販売しようとする場合</u></p> <p><u>B 輸入販売する酒類が薬用酒である場合</u></p> <p><u>(ロ) 契約等により酒類を輸入することが確実に認められる。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>10 酒類販売媒介業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等 (同左)</p> <p>(注) 「経営するに十分な知識及び能力を有すると認める者」とは、<u>おおむね次の経歴を有する者で、酒類の製造技術又は酒質の判定能力等酒類に関する知識及び記帳能力等が十分で独立して営業ができるものと認められる者をいう。</u></p> <p>1～4 (同左)</p> <p>(2) 取扱能力等 申請者は、<u>次に定める取扱能力及び設備を有している者である。</u></p> <p>イ <u>年平均取扱見込数量(媒介業の基準数量)</u> 申請者の年平均の<u>取扱見込数量は240k1以上であることが</u> <u>確実にあり、継続して媒介業を行う見込みがあると認められる。</u></p> <p>ロ 設備 媒介業を営むに足る事務所及び電話その他の設備を有し、又は有することが<u>確実に認められる。</u></p>

改正後（案）	改正前
<p>第11号関係</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 全酒類卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) 卸売販売地域</p> <p>卸売販売地域とは、全酒類卸売業免許の販売場数と全酒類の消費数量のそれぞれの地域的需給調整を行うために設ける地域単位であって、<u>都道府県を一単位とする。</u></p> <p>(2) 免許可能件数</p> <p>卸売販売地域において免許年度に免許を付与等しうる免許可能件数は、以下の算式によって得た数から小数点以下を切り捨てたもの（卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業者の販売場から直近1年間における卸売販売実績のない販売場を控除して得た数の100分の5を超える場合には、当該得た数に100分の5を乗じて計算した数から、小数点以下を四捨五入したもの。）とする。</p> <p>ただし、当分の間、以下の算式によって得た数が1に満たないときは1とする。</p> $\left(\frac{\left(\frac{\text{卸売総数量} - \text{大規模卸売販売場の卸売数量}}{3,400(\text{k}1)} \right) \times \text{増減率}}{\left(\frac{\text{卸売販売場数} - \text{大規模卸売販売場数}}{\text{大規模卸売販売場数}} \right)} \right) = \text{三 免許可能件数 (小数点以下切捨て)}$ <p>(注) 1 卸売販売場とは、卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業免許((3)及び(4)の規定により付与されたものを除く。以下6において同じ。)を付与された販売場(休業場を除く。)をいう。</p> <p>2 大規模卸売販売場とは、直近1年間における卸売販売数量が20,000k1以上の数量の卸売実績を有する卸売販売場をいう。</p> <p>3 卸売総数量とは、卸売販売地域内に所在する卸売販売場の直近1年間における卸売販売数量の合計をいう。</p> <p>4 増減率とは、卸売販売地域内における直近1年間の酒類消費数量（製造者及び酒類販売業者が消費者等に対して小売した酒類の数量をいう。以下同じ。）のその前1年間の酒類消費数量に対する割合をいう。</p>	<p>第11号関係</p> <p>1～4 （同左）</p> <p>5 全酒類卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) 卸売販売地域</p> <p>卸売販売地域とは、全酒類卸売業免許の販売場数と全酒類の消費数量のそれぞれの地域的需給調整を行うために設ける地域単位であって、<u>原則として、税務署管轄区域を一単位として税務署長が設定する。</u></p> <p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請等販売場の卸売販売地域内に所在する既存の全酒類卸売業者の販売場（休業場を除く。以下「既存卸売販売場」という。）から、その地域の全酒類卸売基準数量の5倍以上の数量の卸売実績を有する大規模な既存卸売販売場（以下「大規模卸売販売場」という。）を除外した残りの既存卸売販売場の最近1年間における総卸売数量に酒類消費数量（製造者及び酒類販売業者が消費者等に対して小売した酒類の数量をいう。以下同じ。）の増減率（申請販売場の卸売販売地域内における最近1年間の酒類消費数量のその前1年間の酒類消費数量に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量又は卸売販売地域内に所在する既存の酒類小売販売場の最近1年間における総小売数量に酒類消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、既存卸売販売場数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量とのいずれか少ない方の数量が、全酒類卸売基準数量を2倍（東京都の特別区及び大阪市については3倍）した数量以上となる場合には、免許を付与等する。</p> <p>ただし、以上の要件に合致する場合であっても、既存の酒類卸売業者の経営実態又は酒類の取引状況等から見て、新たに免許を付与等するときは酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を来すおそれがあると認められる場合は、免許を付与等しない。</p> <p>(注) 算式を示せば次のとおりである。</p> <p>免許の付与等後1場当たりの卸売見込数量</p> $\left(\frac{\left(\frac{\text{卸売総数量} - \text{大規模卸売販売場の卸売数量}}{\text{大規模卸売販売場数} - \text{大規模卸売販売場数}} \right) \times \text{増減率}}{\left(\frac{\text{既存卸売販売場数} - \text{大規模卸売販売場数}}{\text{大規模卸売販売場数}} \right) \pm \text{申請等販売場数}} \right) \times \text{申請等販売場数}$ <p>又は</p> $\frac{\text{既存小売販売場の小売数量} \times \text{増減率}}{\text{既存卸売販売場数} + \text{申請等販売場数}}$ <p>のいずれか少ない方</p> <p>≥全酒類卸売基準数量×2 （東京都の特別区及び大阪市については3倍）</p>

改正後（案）	改正前
<p>なお、以上の要件に合致する場合であっても、既存の酒類卸売業者の経営実態又は酒類の取引状況等から見て、新たに免許を付与等するときは酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を来すおそれがあると認められる場合は、免許を付与等しない。</p>	
(3)～(4) （省略）	(3)～(4) （同左）
<p>6 ビール卸売業免許の需給調整要件</p>	<p>6 ビール卸売業免許の需給調整要件</p>
<p>(1) 卸売販売地域</p> <p>卸売販売地域とは、ビール卸売業免許の販売場数とビールの消費数量のそれぞれの地域的需給調整を行うために設ける地域単位であって、<u>都道府県を一単位とする。</u></p>	<p>(1) 卸売販売地域</p> <p>卸売販売地域とは、ビール卸売業免許の販売場数とビールの消費数量のそれぞれの地域的需給調整を行うために設ける地域単位であって、<u>原則として、税務署管轄区域を一単位として税務署長が設定する。</u></p>
<p>(2) 免許可能件数</p> <p>卸売販売地域において免許年度に免許を付与等する免許可能件数は、以下の算式によって得た数から小数点以下を切り捨てたもの（当分の間、1に満たないときは1）とする。</p>	<p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請等販売場の卸売販売地域内に所在するビールの卸売を行うことができる既存卸売販売場と既存のビール卸売業者の販売場（休業場を除く。以下これらを「既存ビール卸売販売場」という。）から、その地域のビール卸売基準数量の5倍以上の数量のビールの卸売実績を有する大規模な既存ビール卸売販売場（以下「大規模ビール卸売販売場」という。）を除外した残りの既存ビール卸売販売場の最近1年間におけるビールの総卸売数量にビール消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量が、ビール卸売基準数量を1.5倍（東京都の特別区及び大阪市については2倍）した数量以上となる場合には、免許を付与等する。</p>
$\left[\frac{\left(\frac{\text{ビール卸売総数量}}{1,400 (kl)} - \frac{\text{大規模ビール卸売販売場の卸売数量}}{\text{大規模ビール卸売販売場数}} \right) \times \text{増減率}}{1,400 (kl)} \right] = \left(\frac{\text{ビール卸売販売場数}}{\text{卸売販売場数}} - \frac{\text{大規模ビール卸売販売場数}}{\text{卸売販売場数}} \right)$ <p>ニ 免許可能件数（小数点以下切捨て）</p>	<p>申請等販売場の卸売販売地域内に所在するビールの卸売を行うことができる既存卸売販売場と既存のビール卸売業者の販売場（休業場を除く。以下これらを「既存ビール卸売販売場」という。）から、その地域のビール卸売基準数量の5倍以上の数量のビールの卸売実績を有する大規模な既存ビール卸売販売場（以下「大規模ビール卸売販売場」という。）を除外した残りの既存ビール卸売販売場の最近1年間におけるビールの総卸売数量にビール消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量が、ビール卸売基準数量を1.5倍（東京都の特別区及び大阪市については2倍）した数量以上となる場合には、免許を付与等する。</p>
<p>(注) 1 <u>ビール卸売販売場とは、卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許を付与された販売場（休業場を除く。）をいう。</u></p> <p>2 <u>大規模ビール卸売販売場とは、直近1年間における卸売販売数量が10,000kl以上の数量の卸売実績を有するビール卸売販売場をいう。</u></p> <p>3 <u>ビール卸売総数量とは、卸売販売地域内に所在するビール卸売販売場の直近1年間におけるビール卸売販売数量の合計をいう。</u></p> <p>4 <u>増減率とは、卸売販売地域内における直近1年間のビール消費数量のその前1年間のビール消費数量に対する割合をいう。</u></p>	<p>なお、5《全酒類卸売業免許の需給調整要件》の(2)に定めるただし書きは、この(2)においても準用する。</p> <p>(注) 算式を示せば次のとおりである。</p>
<p>第11条 製造免許等の条件</p> <p>第1項関係</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>（省略）</p>	$\left(\frac{\text{ビール卸売総数量}}{\text{卸売販売場数}} - \frac{\text{大規模ビール卸売販売場の卸売数量}}{\text{大規模ビール卸売販売場数}} \right) \times \text{増減率} \geq \frac{\text{ビール卸売基準数量} \times 1.5}{\left[\begin{array}{l} \text{東京都の特別区及び} \\ \text{大阪市については2倍} \end{array} \right]}$ <p>第11条 製造免許等の条件</p> <p>第1項関係</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>（同左）</p>

改正後(案)	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(例) 1 「大卸(酒類製造者又は酒類卸売業者にのみ販売するもの)に限る。」</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 全酒類卸売業免許</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>(注) 中小企業等協同組合法第9条の2第3項において、組合員以外の者の利用分量の総額は、一事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならないこととされている。</p> <p>ホ～ヘ (省略)</p> <p>ト 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 輸入酒類卸売業免許には、「自己(又は〇〇株式会社)が輸入した〇〇の卸売に限る。」旨。</p> <p>(削除)</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>チ <u>店頭販売酒類卸売業免許</u></p> <p>「<u>自己の会員である酒類販売業者(住所及び氏名又は名称並びに酒類販売業者であることを免許通知書等により確認した上で、会員として登録し管理しているものに限る。)</u>に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法による卸売に限る。」旨。</p> <p>リ <u>協同組合員間酒類卸売業免許</u></p> <p>「<u>自己が加入する事業協同組合の組合員である酒類小売業者に対する卸売に限る。</u>」旨。</p> <p>ヌ <u>自己商標酒類卸売業免許</u></p> <p>「<u>自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売に限る。</u>」旨</p> <p>ル 特殊酒類卸売業免許</p> <p>(省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(例) 1 「大卸(酒類製造者又は酒類卸売業者に<u>だけ</u>販売するもの)に限る。」</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 全酒類卸売業免許</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>(注) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第3項において、組合員以外の者の利用分量の総額は、一事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を<u>こ</u>えてはならないこととされている。</p> <p>ホ～ヘ (同左)</p> <p>ト 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) <u>一般的な</u>輸入酒類卸売業免許には、「自己(又は〇〇株式会社)が輸入した〇〇の卸売に限る。」旨。</p> <p>(ハ) <u>薬用酒のみの</u>輸入酒類卸売業免許には、「<u>自己(又は〇〇株式会社)が輸入した薬用の酒類(アルコール含有医薬品)の卸売に限る。</u>」旨。</p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>チ 特殊酒類卸売業免許</p> <p>(同左)</p> <p>4 (同左)</p>

改正後(案)	改正前
<p>第7編の3 総合特別区域法関係</p> <p>第46条 酒税法の特例</p> <p>第1項及び第2項関係</p> <p>1 「農業者」の範囲</p> <p>総合特区法第46条第1項に規定する「農業者」の範囲については、第7編の2第28条(酒税法の特例)第1項及び第2項関係の1<「農業者」の範囲>の定めを準用する。この場合において、「特区法第28条」とあるのは「総合特区法第46条」と、「特区規則第1条」とあるのは「総合特区規則第1条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 「当該果実」の範囲</p> <p>総合特区規則第1条第1項第1号又は第2号及び同項第3号に掲げる「当該果実」の範囲については、第7編の2第28条(酒税法の特例)第1項及び第2項関係の2<「当該果実」の範囲>の定めを準用する。この場合において、「特区規則第1条」とあるのは「総合特区規則第1条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 「その他気象上の原因による災害」の範囲</p> <p>総合特区規則第1条第1項第3号及び第2項第3号に規定する「その他気象上の原因による災害」の範囲については、第7編の2第28条(酒税法の特例)第1項及び第2項関係の3<「その他気象上の原因による災害」の範囲>の定めを準用する。</p> <p>第3項関係</p> <p>「販売」の意義</p> <p>総合特区法第46条第3項に規定する「販売」の意義については、第7編の2第28条(酒税法の特例)第3項関係<「販売」の意義>の定めを準用する。</p> <p>第47条</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「農産物」の定義</p> <p>総合特区法第47条第1項第2号に規定する「農産物」とは、日本標準商品分類の「69農産食品」及び「70畜産食品」に属する物品のうち、「69-95砂糖」、「69-96糖みつ」、「69-97糖類」及び「70-4はちみつ」以外のものとする。</p> <p>ただし、同号に規定する当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した物品が、「69-95砂糖」、「69-96糖みつ」、「69-97糖類」又は「70-4はちみつ」に属するものである場合には、当該物品は農産物に含まれるものとする。</p>	<p>(新設)</p>

改正後(案)	改正前
<p><u>2 農産物の使用割合</u></p> <p><u>総合特区法第 47 条第 1 項の規定の適用を受けて同項第 2 号に規定するリキュールの製造免許を受けた者が、同号に掲げるリキュールを製造する場合の当該リキュールの原料に占める「農産物」の割合は、第 7 編の 2 第 28 条の 2 第 1 項関係の 2 <農産物の使用割合> の定めを準用する。</u></p> <p><u>第 46 条及び第 47 条</u></p> <p><u>(共通関係)</u></p> <p><u>1 「果実」の定義</u></p> <p><u>総合特区法第 46 条及び同法第 47 条に規定する「果実」の定義については、第 7 編の 2 第 28 条及び第 28 条の 2 (共通関係) の 1 <「果実」の定義> の定めを準用する。</u></p> <p><u>2 「生産」の意義</u></p> <p><u>総合特区法第 46 条及び同法第 47 条に規定する「生産」の意義については、第 7 編の 2 第 28 条及び第 28 条の 2 (共通関係) の 2 <「生産」の意義> の定めを準用する。</u></p>	